

いじめの正確な認知に向けて

北海道教育委員会

総務省が実施した「いじめ防止対策の推進に関する調査」(H28.12月～H30.3月)では、「学校において、法のいじめの定義を限定的に解釈し、いじめの認知漏れがみられた」とされています。

学校は、こうした調査結果を参考に教員同士で自校の実情について話し合うなど、いじめの正確な認知に向けた取組の一層の充実が求められています。

いじめの定義を「限定的に解釈」し、いじめの正確な認知が行われていない事例

～いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義～

児童生徒に対して、

- ①当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
- ②当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

総務省の調査によると、右のような法の定義にはない要素を判断基準として「いじめではない」と考え、いじめとして認知しなかった（認知漏れと考えられる）事例があります。

<法の定義にはない要素(判断基準としてふさわしくないもの)>

- ①「継続性」②「集団性」③「一方的」④「陰湿」⑤「深刻度」
- ⑥「不均衡な力関係により2度以上不快な思い」
- ⑦「加害とされる児童生徒を指導する必要がある」 など

Case 1 「継続性」にこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	小学生	被害児童が 数人から下着まで下げられてひどく傷ついたこと を教育相談により把握した。	単発的であり既に解決済みであったため。
2	中学生	クラス内で 被害生徒の服を投げ合い、被害生徒が泣いている ところを教科担任が発見した。	被害・加害双方から聞き取り、 一過性の嫌がらせ と判断したため。
3	高校生	被害生徒の 上靴がトイレの手洗いの下に画鋲と共に置かれている のを教員が発見した。	現段階では、 単発に起こった事案 であるとしたため。

Case 2 「一方的」など力関係の差にこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	小学生	加害児童が 同級生の被害児童の顔面を殴る などしているところを教員が発見し、保健室へ同行した。	発生要因が、 被害児童が持ち物を盗まれたと加害児童を疑ったこと や 一方的に暴力を受けたのではないこと 等から、 けんかとして対処 したため。

Case 3 その他、「悪質性」や「緊急性」などにこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	中学生	小学生の頃からお互い言っていた あだ名で呼ばれたことが嫌で泣いていた ことを、いじめのアンケートから担任が把握した。	あだ名で呼んだ生徒に相手が嫌なことは言わないことを約束させた上で、 深刻な事案ではなかった と判断したため。
2	高校生	インターネット上で誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑しい書き込みを拡散させている ことを部活動の顧問が把握した。	事案が 悪質かつ緊急の対応が必要 と判断し、いじめではなく 犯罪として対処 したため。

これ以外にも道内では、次のようにいじめとして認知しなかった（認知漏れと考えられる）事例や認知が遅れ深刻な事態へと発展した事例があります。

- アンケートで**把握した時点で、既にいじめの行為が止んでいた**ため。
- 机に落書きされるなどの嫌がらせを受けているとの訴えがあったが、**加害者を特定できなかった**ため。
- **被害生徒が加害生徒の陰口を言った（無視した）**ことが、**トラブルの発端**であったため。
- **部活動内における先輩が後輩に対する指導目的の言動**であったため。
- 教員が**関係生徒を指導し、見守りを継続することで解決できると判断**したため。
- **加害児童に悪意がなく、加害児童の保護者からの理解が得られなかった**ため。 など

いじめについては、法のいじめの定義に基づき、被害児童生徒の主観が尊重されなければなりません。各学校においては、法のいじめの定義にない要素で判断するなど、限定解釈していないか、日頃から自校の状況の検証に努め、いじめの正確な認知を行うことが重要です。

次に、いじめの積極的な認知とその対応の例を紹介します。

- 事例1 小学校において、11月に行ったアンケートで、「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童と面談を行ったところ、「夏休み前に、同じ学級の児童数名から冷やかされたことがあった。」「冷やかされたのはその一度きりで、その後は、冷やかされてはいない。」とのことだった。

学校の対応 学級担任が関係児童から話を聞いたところ、冷やかしたことを認めたので、当時を振り返り反省を促したのち、事実を学校いじめ対策組織に報告した。学校は、いじめとして認知した上で、既に、いじめの行為が止んだ状態が3か月以上継続しており、現在、被害児童が苦痛を感じていないことを、本人やその保護者から確認できたことから、解消した事案として処理し、その後も関係児童の様子を注意深く観察することとした。

Point1

- 把握した時点で既に解消していた（解消に向かっていた）事案や、把握後、速やかに学級担任や部活動の顧問等が関係児童生徒を指導し、見守りを継続することで解決に向かうことができた事案でも、いじめがなかったことにはなりません。
- これらの場合も、学校いじめ対策組織で情報を共有し、いじめとして認知した上で、状況に応じて適切に対処することが大切です。

いじめの解消

（北海道いじめ防止基本方針より）

少なくとも次の2つの要件が必要

- いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月の継続を目安）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

- 事例2 中学校において、学校祭の準備期間中、男子生徒から、「同じクラスの女子生徒から悪口を言われ、学校に行きたくない。」と学級担任に相談があった。

学校の対応 学級担任が当該の女子生徒から話を聞いたところ、「当該の男子生徒が、仕事をさぼって作業が進まず、みんなが困っていたので注意した。」「少し乱暴な言葉づかいで言ったかもしれない。」とのことだった。再度、当該の男子生徒に確認した結果、事実とのことだった。学校は、学校いじめ対策組織で情報を共有し、いじめとして認知した上で、女子生徒の指導に当たっては、いじめという言葉を使わずに対処するとともに、当該男子生徒にも反省を促した。

Point2

- 善意から行った行為が意図せずに相手を傷つけた事案や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築けた事案などは、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対処も可能です。
- これらの場合でも、いじめがなかったことにはなりません。

- 事例3 高校において、1人の男子生徒が、「昼休みや放課後、いつも同じ部活動の男子生徒3人から、からかわれてたり、叩かれたりしている。」と同じクラスの女子生徒からホームルーム担任に相談があった。ホームルーム担任が、からかわれている男子生徒から事情を聞いたところ、「ふざけてからかわれたり、軽く叩かれたりすることがある。」「3人とは仲良しで、いじめられていない。」と答えた。

学校の対応 当該の男子生徒（「被害生徒」という。）は、いじめを否定しているものの、いじめられていることを言い出せない状況にある可能性を踏まえ、学校いじめ対策組織が中心となって対応した。被害生徒の表情や様子をきめ細く観察するとともに、周囲から丁寧な聴取りを行ったが、被害生徒の苦痛を確認できなかったので、いじめとして認知しなかったが、今後、いじめへと発展する可能性があることから、いじめの事案と同様に、担任や学年団、部活動の顧問などが連携して、関係生徒の支援や指導を行った。

Point3

- いじめの行為自体を把握したものの、被害生徒がいじめを否定する事案については、いじめとして認知に至らない場合もあります。
- その場合でも背景や状況を踏まえ、いじめの事案と同様に、学校いじめ対策組織で対処することが大切です。

いじめの「認知」と「対応」を分けて考えることが大切

いじめとして認知するか否かは、法のいじめの定義に当てはまるか否かで判断するものです。一方、子どもたちへの対応としては、法のいじめの定義に当てはまらない事案であっても、子どもたちの間で起きている苦痛を具体的に把握し、解決に向けた指導や支援が必要であり、いじめであるかないかによらず、適切に対応することが大切です。

しかしながら、こうした子どもたちの苦痛の発見が遅れたり見逃されたりするケースが見られ、深刻な事態へと発展した事案もあります。

こうしたことから、学校においては、些細な兆候や懸念などをいじめとして積極的に認知することで、子どもが抱える苦痛を見逃すことなく、迅速に対応することが求められます。